

独立行政法人評価委員会国立病院部会（第 4 2 回） 議事について

<国立病院機構>

議題：中期目標・中期計画について

※平成 2 5 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

- 独立行政法人の中期目標と中期計画は、独立行政法人通則法第 2 9 条、第 3 0 条の規定を根拠としており、厚生労働大臣が 3 年以上 5 年以下の中期的な期間において、法人が達成すべき業務運営の目標として中期目標を定め、法人は定められた中期目標に基づいて中期計画を策定、計画に基づいた業務運営を遂行する。厚生労働大臣が中期目標を策定・変更する場合、法人が中期計画を策定・変更する場合は、通則法第 2 9 条第 3 項、第 3 0 条第 3 項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- 昨年 1 2 月の委員会総会における審議を経て、厚生労働大臣が国立病院機構の「組織・業務全般の見直し内容」を別添 3 のとおり決定。決定した「見直し内容」を踏まえ、本部会において、国立病院機構の次の 5 年間（平成 2 6 年 4 月～平成 3 1 年 3 月）に係る中期目標と中期計画について御審議いただくもの。

※中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し内容の決定から中期目標・中期計画策定までの概要・具体的な流れは別添 1、2 を参照。

議題：長期借入金・債券発行について

- 国立病院機構が、施設の設置・設備等に充てるため長期借入金をし、債券を発行する場合は、国立病院機構法第 1 6 条第 3 項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。また、毎事業年度作成する、これらの償還計画についても、国立病院機構法第 1 8 条第 2 項において、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

※国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについては、別添 4 を参照。

議題：重要財産の処分について

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 4 8 条の規定により、業務を確実に実施するために必要な財産、すなわち重要財産を譲渡し、担保に供しようとする場合は、厚生労働大臣の認可を要する。厚生労働大臣がこの認可を行うにあたっては、通則法第 4 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

※本議題の配付資料は、別添 5（厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程）に基づき、非公開。

<別添資料>

- 別添 1** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）
- 別添 2** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図）
- 別添 3** 国立病院機構の組織・業務全般の見直し内容
（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日厚生労働大臣）
- 別添 4** 国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて
- 別添 5** 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程
（平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）
- 別添 6** 参照条文

以上

国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/20・第41回国立病院部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



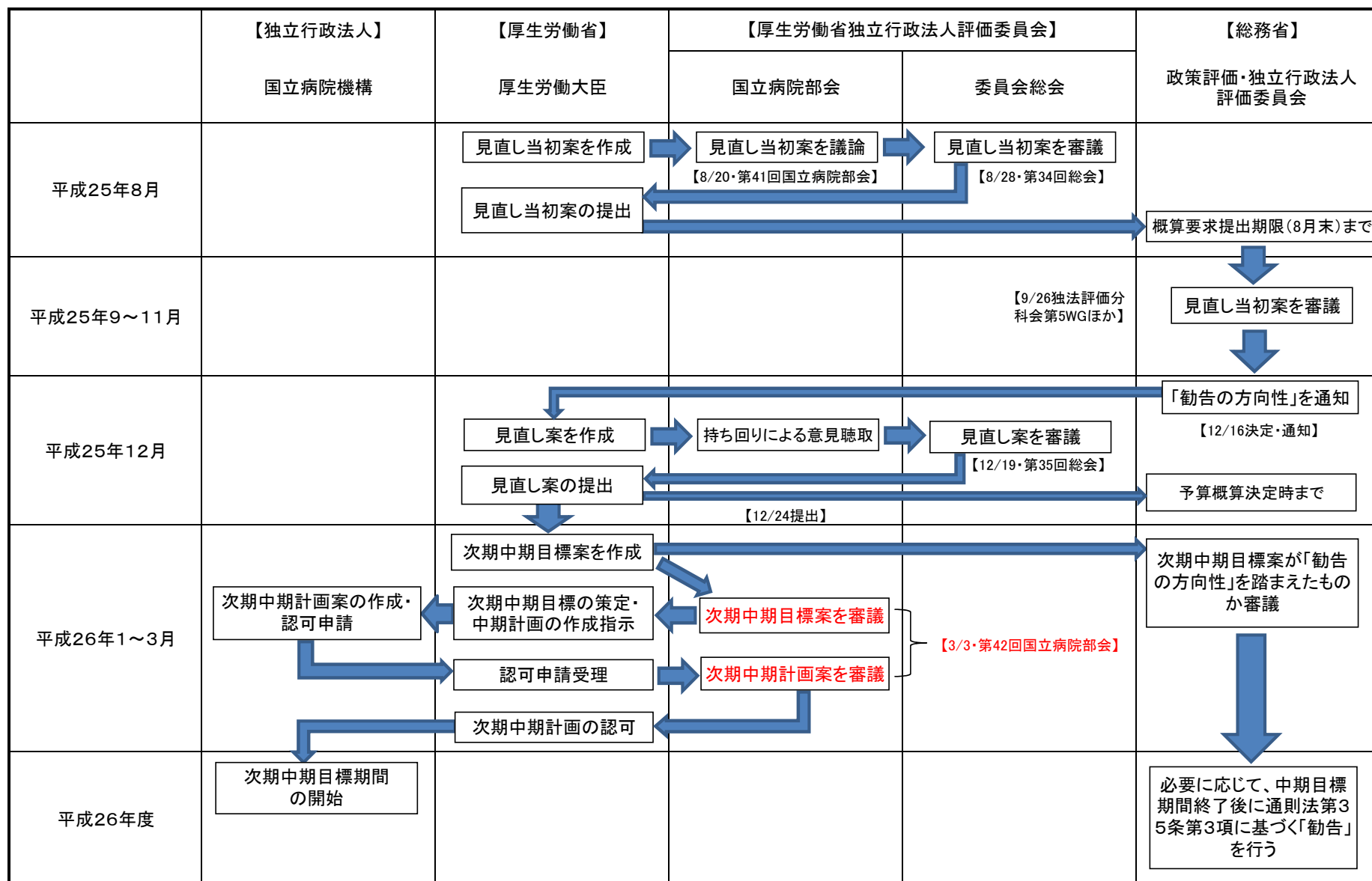
平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（国立病院部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会における審議を経て、12月24日に「見直し内容」を提出）

平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。
（3/3・第42回国立病院部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。
（3/3・第42回国立病院部会において審議予定） ⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始

国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。

※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う。

独立行政法人国立病院機構の組織・業務全般の見直し内容

(平成 25 年 12 月 24 日厚生労働大臣決定・総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ提出)

「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

なお、機構傘下の 143 病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、機構全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。

今後も、以下の見直しを行うに当たっては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。

このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

なお、次期中期目標等の策定に当たっては、機構の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、機構が有する臨床評価指標等を活用するものとする。

1 診療事業

- (1) 引き続き、国の医療政策として担うべき医療である 5 疾病・5 事業や、在宅医療を推進するための地域連携、他の設置主体では必ずしも実施されないセー

フティーネット分野の医療について、診療・臨床研究・教育研修を一体的に実施することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に貢献する。

(2) 災害医療など国の危機管理や積極的貢献が求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する。

(3) 老朽化した建物の建替等を計画的に進めることにより、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図る。

2 臨床研究事業

(1) 機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験の推進、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、医療の標準化と出口戦略を見据えた医薬品・医療機器開発支援に取り組む。

(2) 機構の病院ネットワークを最大限有効に活用するため、D P Cデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め、臨床研究のI T基盤の充実を図る。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上を図る。

また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施する。

（注）特定行為とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ、高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為である。

第2 業務実施体制の見直し

機構の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。機構の施設数（143病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、機構全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

また、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進する。

さらに、経営環境を適確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進める。

第3 非公務員化の再検討

機構の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、職員の非公務員化について再検討するものとする。

第4 経営ノウハウの活用

機構では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は機構が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。

このため、機構はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

【第3回国立病院部会（平成16年3月8日開催）了承】

国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて

- 国立病院機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人国立病院機構法第16条第3項）。
また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人国立病院機構法第18条第2項）。
- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第3回国立病院部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

- ① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



- ② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



- ③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。

厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程（以下「運営規程」という。）
第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

（会議の傍聴）

- 第1条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 第2条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
 - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
 - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - 四 運営規程第4条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

（準用規定）

- 第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

- 第4条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(中期目標)

第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（借入金等）

- 第 45 条 独立行政法人は、中期計画の第 30 条第 2 項第 4 号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1 年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）（抄）

（長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券）

- 第 16 条 機構は、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立病院機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

- 第 18 条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。